

理念

住み慣れた地域で
自分らしい暮らしを
人生の最期まで

ナースステーションみなみでは、
地域との連携を図りながら、
その人らしい療養生活が
送れるよう、より良い
看護サービスを提供
させていただきたい
と考えております。

※詳しくは佐伯区医師会
ホームページをご覧ください。



所在地

〒731-5135
広島市佐伯区海老園1丁目5番40号

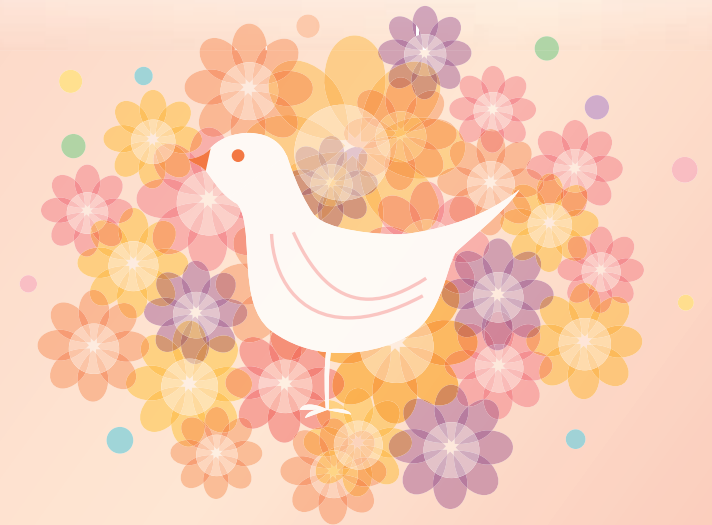


お問合せ

Tel : 082-922-5656
月~土 9:00 ~ 18:00
Fax : 082-924-2588
Mail : sa-ns.minami@saekiku.city.hiroshima.med.or.jp

24時間対応しております。
困ったことがあればいつでもご連絡ください。

ナースステーション みなみ



一般社団法人広島市佐伯区医師会



【医療保険対象の方】

- 40歳未満
- 40歳以上65歳未満の*16特定疾病以外の方
- 65歳以上の方であって、要介護者・要支援者でない方
また、要介護等であっても、
 - 末期の悪性腫瘍
 - 厚生労働大臣が定める疾病の場合(表1)
(回数制限なし)
 - 特別訪問看護指示書の交付日から14日間
(急性増悪時)
 - 自立判定者で医師が訪問看護を必要と認めた場合

【介護保険対象の方】

- 要支援1・2、要介護1～5
- 40歳以上65歳未満の*16特定疾病(表1)の方

サービス利用料

医療保険の方

24時間対応体制加算あります。
健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1割～3割)により算定します。
基本療養費、管理療養費、各種加算等があります。
※各種加算はご利用時に説明させていただきます。

介護保険の方

(2024.6月介護報酬改定)

訪問時間	要支援	要介護
～20分未満	303単位	314単位
20～30分未満	451単位	471単位
30～60分未満	794単位	823単位
60～90分未満	1,090単位	1,128単位

※緊急時訪問看護加算あります。
※各種加算はご利用時に説明させていただきます。

訪問看護サービスの内容

健康状態の観察

- 血圧、体温、呼吸、脈拍のチェック
- 病状の経過観察と助言

療養上のお世話

- 入浴介助や清拭、排泄の援助、食事介助の指導等
- コミュニケーションのサポート

医療処置等

- 経管栄養、ストーマ、留置カテーテル、点滴、在宅酸素の管理、胃チューブ・胃ろうの管理、ポートの管理、インシュリン注射、血糖測定、人工呼吸器の管理 など
- 服薬指導
- 床ずれの予防や処置

介護相談

医師、ケアマネジャーなどと連携して、介護方法の指導ほか、さまざまな相談

ターミナルケア

- がん末期や終末期における痛みのコントロール
- 看取りについての相談やアドバイス
- 本人や家族の精神的サポート

■訪問看護のご利用方法

ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー、主治医などを通じて、又は直接「ナースステーションみなみ」へお問い合わせください。

ケアマネジャーや訪問診療医が決定されていない場合、選定のための相談も受けています。

ご入院中の場合は、入院中の病院にも伺います。

訪問看護師等が病院に行き、医師、病院看護師などと相談の上、退院に必要な調整を行い、退院後の生活、在宅医療、訪問看護利用の相談・助言を致します。



表1 厚生労働大臣が定める疾病等【*16特定疾病】

●がん末期(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症 ●多系統萎縮症 ●初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症等) ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症(ウェルナー症候群等) ●糖尿病性神経障害 ●糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患(脳出血、脳梗塞等) ●進行性核上性麻痺 ●大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ●閉塞性動脈硬化症 ●関節リウマチ ●慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎等) ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

主な訪問エリア

ホスピスホームみなみをご利用の方
佐伯区全域(湯来以外)、西区の一部
廿日市市の一部(佐方、桜尾)

※訪問エリアにつきましてはご相談ください!

一般社団法人広島市佐伯区医師会

 ナースステーション **みなみ**